

【児童手当請求用】

<注意>

1. 国家公務員共済及び地方公務員等共済加入者で、児童が3歳未満の場合は、児童手当の請求に際し、「年金加入証明書」又は請求者本人の「健康保険証の写し」が必要です。
2. 「年金加入証明書」は、勤務先で証明を受けてください。
3. 必要書類がそろうまで、手当の認定・支給は保留となります。また、書類が未提出のまま保留状態が続いた場合、請求却下の処分となる場合があります。

東かがわ市長 宛

年金加入証明書

次のとおり、年金に加入していることを証明します。

加入者	フリガナ		生年 年月日	昭和	年 月 日
	氏名			平成	
	住所	東かがわ市			
年金の種類		共済組合			
現在の事業所での加入年月日		昭和 平成 令和	年	月	日

証明者	証明 年月日	令和	年	月	日
	事業所 所在地				
	事業所 名称				
	代表者 (責任者)	印			

- 太枠の中を記入してください。
- ※印の欄は、記入しないでください。
- 字は、黒のボールペンで楷書ではっきり書いてください。